

成年後見もやい

仮称：名称募集

発行者：NPO法人成年後見もやい
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号もやいビル

創刊号

2018年7月25日発行
電話 052-746-9395
FAX 052-746-9396
メール koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

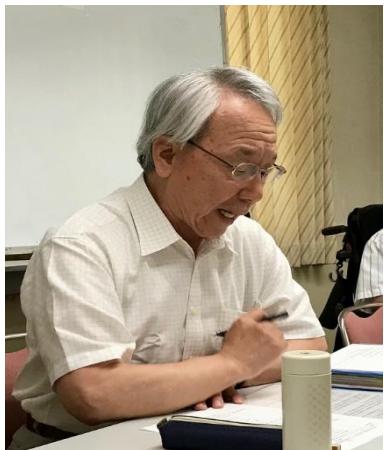
第1回総会を開催

法人後見の充実に向けて、後見支援員の登録を

6月23日（土）、あいにくの雨降りでしたが、成年後見もやい（以下「もやい」）の第1回総会を開催しました。30名の定足数のうち、15名の出席と15名の委任状提出がありました。その他の方で6名の方の参加もありました。

総会に先立って、名古屋南部法律事務所の高森弁護士から「意思決定支援と法人後見～成年後見でできること、できないこと」と題して講演がありました。経験と具体的な事例を交えた講演は、とても参考になり、意思決定支援を具体化していくことの大切さと難しさを改めて感じました。

家裁からの受任は順調



挨拶をする小松理事長

総会では、小松理事長から「障害者権利条約の理念を大切にして、組織的に成年後見業務をやっていきたい。もやいを大きく発展させたい。」と力強い挨拶のあと、2017年度の事業報告・決算、2018年度の活動計画・予算について審議され、いずれも承認されました。

もやいは、今年の4月に事務所を開設ました。先行する法人後見を業務とするNPO法人では、家庭裁判所から、最初に後見等のケースを受任するための家裁との信頼関係をつくるのに相当の時間とエネルギーを要したと聞いていたので、覚悟して、4月～6月に5件の申立を行いました。結果は、総会までに、後見4件、保佐1件とすべて受任することができ、胸をなで下ろしている所です。あいち障害者センター、ゆたか福祉会、みなと福祉会、NPO法人さぽさん、あいされん等による日常の活動と実績が家庭裁判所から信頼を得る原動力になったのかもしれません。まずはまずのスタートを切った感じです。

しかし、成年後見業務の報酬は、一年後の家裁による報酬付与の審判で決まるという仕組みになっていますので、この1、2年は、財政的には、非常に厳しい運営になりそうです。

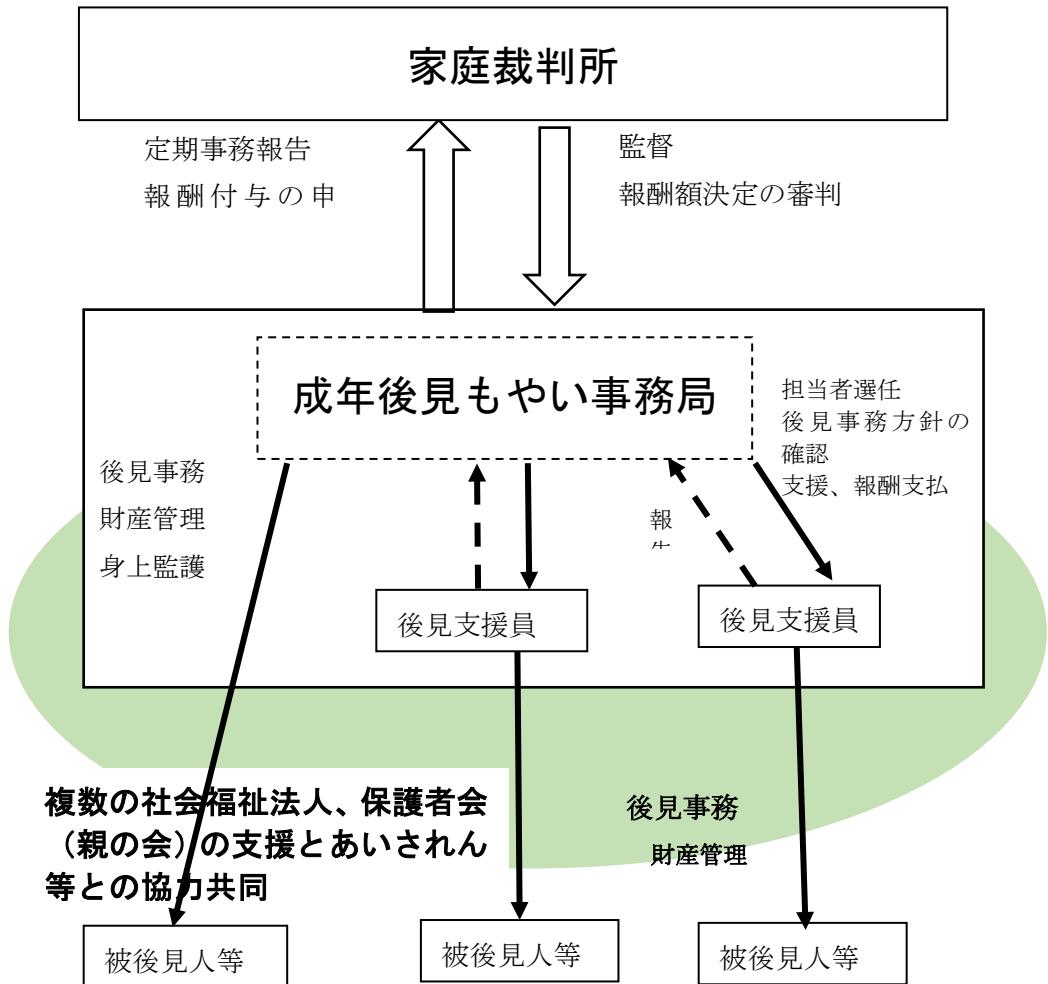
また、事務局から、将来的に認定NPO法人の認証を得るために、現行、賛助会員の年会費2,000円を来年度（2019年度）から3,000円に引き上げる提案があり、承認されました。他の法人後見を行っているNPO法人の状況も配慮するとともに、運営改善をしていくものです。ご理解をお願いします。

法人後見の発展のため、後見支援員を募集

続けて、塚本事務局長から、もやいの取り組みを発展していくために後見支援員の登録と確保についての報告等がありました。後見支援員は、市民後見人の一種で、もやいに登録し、もやいが家裁から受任し

た成年後見等のケースの業務を後見支援員にその担当者になって頂くものです。高齢者や障害者の権利擁護に关心があり、社会貢献活動をしたいという方を登録し、もやいが受任したケースの一部を担って頂くスタッフです。社会福祉施設の現役の職員、そのO B・O G、保護者会の会員、福祉関係団体等の方々で、社会貢献活動として「一度、やってみようか」と志願する人を、もやいは大歓迎です。もやいの事務局の支援の下での後見活動ですので初めての方でも安心です。むしろ、担って頂くことで人権感覚や権利擁護の意識を高めて頂けたらと思います。本来の仕事や活動に支障がない範囲でやって頂きます。後見支援員養成講座（誰でも参加できます。）も企画します。

成年後見もやいの後見支援員



現在の状況 2018.7.20 現在

団体正会員 12 人 個人正会員 28 人 賛助会員 39 人

後見支援員 16 人 （資格取得状況：社会福祉士 7 人、精神保健福祉士 3 人、介護福祉士 3 人 保育士 2 人、相談支援専門員 8 人 複数資格取得有り）

事務局からのお知らせ

正会員、賛助会員になって頂いた方、後見支援員に登録して頂いた方をこの会報誌でできるだけ公表し、会員等の連携等に役立てたいと思います。匿名を希望の方は、電話、F A X等でご一報ください。

皆さん方からご相談をお待ちしています。遠慮なくご相談を・・・052-746-9395